

A 喀痰吸引等の制度に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A21	登録研修機関	履修免除	通知の中で介護福祉士養成学校の卒業者に関する記述が2項目あるが(P.18 法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規程に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規程に基づく高等学校若しくは中等教育学校)、この2つの違いはなにか。	介護福祉士養成学校において、H24年度から喀痰吸引等の医療的ケアに関する科目がカリキュラムに加わることになるが、この養成課程では、基本研修までは修了必須としているが、実地研修までは必須としていないため、修了した段階ごとに免除される範囲を規定したところ。
A22	登録研修機関	履修免除	H24年度より開始される介護職員の実務者研修を修了した者、又はH27年度以降に介護福祉士の養成課程を卒業したものは、その授業の中で喀痰吸引等の医療的ケアについて学習しているが、これらの者が介護福祉士国家試験に合格する前に、介護職員として喀痰吸引等の業務を行う場合はどのように認定特定行為業務従事者として認定することになるのか。法附則第4条では、認定される条件として「都道府県知事から認定を受けた者が行う研修の課程を修了したものと」されている。	養成学校も登録研修機関として登録し、当該課程の修了をもって、登録研修機関としての修了証明書を発行できるようにしていただく必要がある。
A23	介護福祉士	経過措置	H27年4月1日以前に介護福祉士の登録を受けたものが喀痰吸引を行うことができる介護福祉士として登録を受けるためには、改正法附則第13条第3項において指定研修課程を修了することとの定めがあるが、この指定研修課程とはどのようなものか。	今後、告示等でお示しする予定。
A24	認定特定行為業務従事者	様式	平成23年12月9日付事務連絡で送付された喀痰吸引等業務の登録申請等に係る参考様式の中で、認定特定行為業務従事者の申請に係る様式5-1、5-2、7、17-1、17-2、17-4において、申請者の本籍(国籍)を記入もしくは届出させるようになっており、また認定特定行為業務従事者認定証登録簿(様式6)でも本籍(国籍)を管理するような様式になっているが、本籍(国籍)を届け出させ、管理する意図は何か。 申請者の本籍(国籍)は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第5条に規定する届出事項とはなっておらず、個人情報の収集は最小限とすべきと考えるため、県の判断で申請者の本籍(国籍)を届出させないこととして差し支えないか。	認定特定行為業務従事者の認定証や登録事項は介護福祉士資格と横並びとし、本人確認を行う情報の一つとして「本籍地」を記載する例を提示したところ。 しかし、本籍地は法令に規定されているものではなく、また今回の様式は参考様式のため、法令で定める必要最低限の登録・申請事項が網羅されていれば、その他の部分は各都道府県において修正などして差し支えない。
A25	登録喀痰吸引等事業者	申請	特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護の場合、人員基準上一体的な配置が認められているが、こうした場合についても、事業所毎に登録申請を行わなければならないか。また、空床利用の場合はどうか。	併設する施設であっても対象者が異なる場合は、その業務内容が異なることから、事業所ごとに申請を行うこととする(対象者が同一になる場合は併設施設を合わせた申請としても差し支えない)。ただし、人員配置基準は一体的となっていることから、申請書以外の書類(職員の名簿や適合書類等)については、一本化しても差し支えない。
A26	登録喀痰吸引等事業者	様式	添付書類として法第48条の5第1号各号に掲げる要件に適合することを証する書類(①医療関係者との連携策、②安全・適正措置)について、今後国において例示されることはないのか。	今後、お示しする予定。

B 経過措置対象者に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
B7	経過措置対象者	第3号研修	経過措置対象者(居宅におけるALS等の障害者に対する喀痰吸引を実施していた者)がH24年4月1日以降に第3号研修を受講し、対象者や行為を変更する場合、例えば、 ・口腔内喀痰吸引を実施していた者が、鼻腔内喀痰吸引の行為を追加する場合は、実地研修(特定の対象者に対する当該行為)のみを受講すれば良く、 ・口腔内喀痰吸引を実施していた者が、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の行為を追加する場合は、基本研修(経管栄養部分の講義3時間と演習1時間)及び実地研修(特定の対象者に対する当該行為)を受講するということがよい。	お見込みのとおり。
B8	経過措置対象者	経過措置対象者の範囲	違法性阻却通知又は平成22年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業・平成23年度都道府県研修に基づく研修を受講したが、現在喀痰吸引等を実施していない者については、経過措置対象者に含まれるか。	今後、喀痰吸引等の業務を実施する見込みがある場合は対象として差し支えない。
B9	登録喀痰吸引等事業者	申請	登録事業者の登録については、認定特定行為業務従事者の認定が行われた後、従事者名簿が整って始めて申請が可能となるものであり、認定特定行為業務従事者の認定が遅れ、事業者登録が4月1日に間に合わない場合については、事業者登録の申請書が受理された後、4月1日に遡って、登録したものである取り扱いできないか	そのような扱いとして差し支えない
B10	認定特定行為業務従事者	申請	認定特定行為業務従事者の認定が遅れ、4月1日までに間に合わない場合については、4月中に従業者の交付申請書が受理された場合に限り、4月1日に遡って、登録したものである取り扱いできないか	そのような扱いとして差し支えない
B11	経過措置対象者	第三者証明	経過措置者に係る交付申請時に添付の第三者証明書について、第三者とはどのような者が該当するか。	不特定多数の者を対象とした介護職員であれば、その者が勤める事業所の長となり、特定の者を対象とした者であれば、その者が勤める事業所の長や主治の医師等によるものと考えられる。

D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D15	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	全体	どのような場合に「特定の者」研修を選択しうるか、適切な例をお示しいただきたい	<p>特定の者の研修事業は、ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性が重視されるケースについて対応するものである。以下に限定されるものではないが、具体的な障害等を例示するとすれば以下のような障害等が考えられる。</p> <p>〈障害名等の例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筋萎縮性側索硬化症(ALS)又はこれに類似する神経・筋疾患 ・筋ジストロフィー ・高位頸髄損傷 ・遷延性意識障害 ・重症心身障害 等 <p>なお、上記のような対象者であって、対象者も限定されている場合は、障害者支援施設においても「特定の者」研修を選択しうる。</p>
D16	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	実地研修	特定の者対象の研修の場合、経鼻胃管チューブが胃まで届いているかの確認は誰が実施することとして研修を行えばよいか。	<p>経鼻胃管チューブが胃まで届いているかの確認については、重要な事項であるので、介護職員等が行う手順としても、栄養を注入する前に、少なくとも鼻から管が抜けていないか、口腔内で経鼻胃管がとぐろを巻いていないか程度は確認するように手順の中に含めているところである。</p> <p>注入前に、シリンジで内容物を吸う、空気を入れてバブル音を確認するといった処置に関しては、知識としてもっていただく必要があるため、講義では説明していただきたいが、基本的には、経鼻経管栄養の際には、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は医師、保健師、助産師又は看護師が行うこととしており、例えば在宅においては、訪問看護師等の医療者が確認する事項、あるいは家族が確認する事項として位置づけられており、介護職員等には要求しないこととしている。</p>
D17	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	基本研修	ALS等の進行性疾患の場合、現在は喀痰吸引等の必要はないが、将来必要になる可能性がある。このような者を担当している、又は担当する可能性がある介護職員等の場合、特定の者の基本研修でシミュレーター演習まで終了し、当該対象者が喀痰吸引等が必要になる際に現場演習を実施し評価を受け合格した上で実地研修に進むことで良いか。その際、研修実施機関はシミュレーター演習まで終了した旨の証明書を発行できると解して良いか。	<p>お見込みのとおり。</p> <p>平成23年度中に研修の全課程を修了できない場合の取扱いについては、追って提示する予定。</p>